

第35回 新潟市景観審議会 議事録

開催年月日	令和5年9月6日（水） 午後1時30分～午後2時50分			
開催場所	新潟市役所本館6階 第4委員会室			
	委員氏名	出・欠		備考
会長	西村 伸也	出		
会長職務代行	岡崎 篤行	出		
	橋本 学	出		
	増子 和美	出		
	大滝 聡		欠	
	寺尾 昌樹	出		
	小川 峰夫	出		
	久保 有朋	出		
	本間 海渡		欠	
	桜井 理恵子	出		
	田中 朋子	出		
	榎本 実起子	出		議事録確認
	加藤 貴之	出		
	荒川 義克		欠	
	能登谷 巖		欠	
	藤山 里美	出		議事録確認
	染谷 秀徳	出		
	東海林 晃		欠	

(司 会)

定刻を5分ほど過ぎましたけれども、ただいまから第35回新潟市景観審議会を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議の進行を務めさせていただきます、まちづくり推進課課長補佐横田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の会議出席状況をご報告いたします。NPO法人まちづくり学校の大滝聡様、公募委員の本間海渡様、一般社団法人新潟市造園建設業協会理事長の荒川義克様、一般社団法人新潟県商工会議所連合会常務理事の能登谷巖様、新潟県新潟地域振興局地域整備部長の東海林晃様、以上5名の委員の方が本日ご欠席ということで、ご連絡をいただいております。なお、桜井委員については、今、こちらに向かっておられるということをお聞きしております。加藤委員につきましては、今、連絡がつかないような状況になっております。

本日の審議会は、18名の委員の内11名の方々が今現在ご出席ですので、新潟市景観審議会規則第5条第2項の規定により、委員定数の半数以上が出席していますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、会議に入ります前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第。第17期新潟市景観審議会委員名簿。第35回 新潟市景観審議会 座席表。新潟市景観審議会への諮問について。第35回 新潟市景観審議会 議案。参考資料1、新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更(案)に対するパブリックコメント及び新潟市都市計画審議会の結果について。参考資料2、新潟市景観計画 新旧対照表。参考資料3、新潟市景観条例の一部改正案及び今後の流れについて。参考資料4、議案第2号・第3号 補足説明資料。参考資料5、新潟市屋外広告物条例 新旧対照表。参考資料6、新潟市屋外広告物条例(現行)。

以上となっております。資料に不足等ありましたら、お声掛けをお願いいたします。

よろしいでしょうか。次に、会議の進め方について説明いたします。本会議は、議事録作成のために録音しております。ご発言の際には、係の者がマイクをお持ちいたしますので、お名前をおっしゃってからご発言をお願いいたします。

なお、本会議は公開することになっております。作成した議事録はホームページなどに掲載させていただきますので、ご了承願います。

それでは、次第に沿って、会議を進めさせていただきます。会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(西村会長)

西村です。それでは、よろしく申し上げます。ご協力をお願いします。

本日は、写真撮影と録音を希望する方がいらっしゃいます。新潟市景観審議会の傍聴に関する要領4の③により、撮影と録音の許可をします。

最初に、新潟市景観審議会運営規程第3条により議事録を確認する委員を決めさせていただきます。指名した委員には、事務局が作成する議事録の内容を確認していただきます。今日は榎本委員と藤山委員をお願いします。よろしいでしょうか。

本日は、最初のほうで新潟市景観審議会への諮問という資料があるので、見ていただきます。市長から諮問がありましたので、本審議会の意見をまとめて答申をする必要があります。よろしく申し上げます。1、2、3の3点です。

それでは、議案第1号の新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更等について、事務局から説明をいただいて、皆さんの意見を伺いたいと思います。

それでは、お願いします。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤と申します。議案第1号、新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更等について、説明させていただきます。

はじめに、6月7日に開催されました新潟市都市計画審議会のご意見について、説明させていただきます。お手元に配付の参考資料1をご覧くださいと思います。3ページ目、見出しの2になります。まず、2の(1)都市計画審議会の概要について、説明します。

都市計画審議会は、都市計画法に基づく事項の調査、審議及び市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査、審議する審議会となっております。

都市計画審議会へご意見をお聴きする根拠等についてです。景観計画には、土地利用等に関する制限等を定めることができることから、景観法の規定により、都市計画区域内において景観計画を変更する場合は、新潟市都市計画審議会に意見を聴かなければならないと規定されておりまして、これに基づきまして、当審議会にご意見をお聴きしたものです。

次に、(3)都市計画審議会からのご意見について説明します。審議会の各々の委員からは、建物の高さや色彩の制限等の案に関して質疑等ありましたが、都市計画審議会としては、新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」等の一部変更案につきまして、意見なしということになりました。次ページの4ページ目に答申書の写しを添付しております。

以上で、都市計画審議会からのご意見についての説明を終わります。

それでは、議案の説明に移りたいと思います。議案書の2ページをご覧ください。はじめに、パブリックコメントのご意見等によりまして、第33回、前々回の景観審議会から、主として表記内容ですとか、若干修正しております。

て、その部分を中心に、本日は説明させていただければと思います。

まず、1 ページ目です。新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」等の一部変更についてです。赤字部分が平成 19 年度に施行しました景観計画からの変更あるいは追加した部分、下線を引いている部分が第 33 回景観審議会から修正している部分を示します。また、A 4 横向きの参考資料 2 として、現在の景観計画と今回の変更案の景観計画を横に並べて比較した対照表を配付しておりますので、よろしければそちらを併せてご覧いただければと思います。

まず、議案書の 2 ページの見出しの 1、(3) 特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の範囲についてです。景観計画の特別区域の範囲には変更はありませんが、色彩の基準変更に関連して、特別区域を三つのゾーンに分けております。

続きまして、議案書の 3 ページをお開きください。見出しの (6) 景観形成基準、項目としては高さの項目をご覧ください。内容としては第 33 回景観審議会から変更はありませんが、平成 19 年度の景観計画施行時にすでに高さ 50 メートルを超えていた建物に対する緩和と、今後、50 メートルを超えて建築する場合の緩和の内容を箇条書きに、(ア)、(イ) と分けて表現する形に修正しております。

次に、色彩の基調色の規定についてです。こちらも第 33 回景観審議会から内容の変更はありませんが、ゾーンの名称をアルファベットの記号からみなとゾーン、萬代橋ゾーン、河川ゾーンという形に変更しております。

続いて、議案書の 4 ページになります。同じ色彩の強調色の規定についてです。先ほどの基調色と同じ表現で、「道路その他の公共の場所から見える部分」という表現を、書き出しの部分に追加しております。

続きまして、議案書の 5 ページをご覧ください。設備の項目になります。上質な水辺の夜間景観となるよう、基準を追加しております。こちらは第 33 回景観審議会から修正はありません。

次に、同じ 5 ページの下の部分です。工作物の色彩の項目になります。こちらは今ほど説明しました建物の色彩の項目と同じ修正を行っております。

続きまして、議案書の 7 ページをご覧ください。見出しの (7) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項についてです。屋外広告物のうち、屋上広告、壁面広告、突出広告、野立て広告塔と野立て広告板につきまして、高さを原則として地上から高さ 10 メートル以下に制限するもので、こちらも第 33 回景観審議会から変更はありません。

続きまして、見出しの 2 です。新潟市景観計画区域全域における、文化財建造物への景観

形成基準の適用除外についてです。文化財保護法や条例の規定により文化財に指定または登録された建築物や工作物につきまして、景観形成基準を適用除外させるもので、第33回景観審議会では、一律除外する表現としておりましたが、場合によっては適用できることも可能とするため、「適用しないことができる」という形で修正しております。

以上が新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更（案）となります。

続きまして、8ページをご覧ください。新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における屋外広告物の規格の設定（案）についてです。こちらは、先ほどの議案書7ページで説明しました屋外広告物の制限につきまして、新潟市屋外広告物条例の規定に基づきまして、いわゆる許可基準となる規格として定めるもので、内容は、先ほどの屋外広告物の内容と同じ内容となっております。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」における高さ50mを超える建築物のデザイン等の基準（案）についてです。こちらにも下線を引いている部分が第33回景観審議会から修正している部分を示します。見出し1、高さ50mを超える建築物のデザイン等の方針についてです。地区特性が異なる萬代橋周辺エリアと万代島エリアの二つにエリアを分けまして、それぞれに方針を定めておまして、こちらの内容は第33回景観審議会から修正はしておりません。

次に、見出しの2、高さ50mを超える建築物のデザイン等に関する基準案についてです。基準は、(1) 萬代橋周辺エリア、(2) 万代島エリア、(3) 両エリア共通という形で分けて記載しております。まず、(1) 萬代橋周辺エリアについてです。(1)の③と④の基準につきましては、第33回景観審議会では一つの基準という形になっておりましたが、パブリックコメント等のご意見を受けまして、表現を少し修正するとともに、二つの基準、3と4に分離する形で表現を修正しております。また、⑦の高さにつきましては、75メートルから100メートル以下を標準とすることとしておまして、第33回景観審議会から修正はしておりません。

次に、議案書の10ページをご覧ください。(2) 万代島エリアの基準についてです。こちらにも第33回景観審議会から修正はなく、⑤の高さにつきましては145メートル以下を標準とすることとなっております。

次に、(3) 萬代橋周辺エリア・万代島エリア共通の基準についてです。②の見付面積の基準になりますが、こちらにつきましては、設計者あるいは建築主に対して誤解がないような形で表現を修正しております。⑥の緑化率の基準になりますが、こちらは前回の景観審議会でも説明させていただきましたが、都市緑地法に基づく都市計画である緑化地域等との整合

の観点から、緑化率の最低限度の上限を25パーセントという形で修正しております。

次に、表の下の注の部分になります。注1は萬代橋周辺エリア、万代島エリアの範囲を説明するもので、冗長な表現を一つにまとめ、修正しております。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。注3のオープンスペースの定義についてです。オープンスペースと緑地の定義、第33回景観審議会では二つに分かれていたのですが、これを一つとしてまとめて、表現等を修正しております。

以上が議案の説明になりまして、最後に、参考資料3、新潟市景観条例の一部改正案と今後の流れについてをご覧ください。景観条例の改正につきましては、厳密に言いますと、本審議会での諮問事項ではなく、今後、市議会でご審議いただく内容となっております、本日は参考として説明させていただきます。1の(1)新潟市景観条例の改正案の概要の図をご覧ください。第33回景観審議会から大きな変更はありませんが、赤字の部分、事前協議にあたり、協議事項ですとか協議の方針を定める際は、あらかじめ審議会の意見を聴くことという内容を追加しております。

以下、2ページ以降は、事前協議に関する規定を定める新潟市景観条例と景観条例の施行規則の改正条文案となっております。

最後に、4ページの下の部分、今後の流れについてです。本日は新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更等について、本審議会に諮問させていただきまして、答申をいただいた後、市議会において景観条例の一部改正についてご審議いただく流れとなります。その後、一定の周知期間を経まして、景観計画、景観条例を施行するという流れになっております。

以上で、新潟市景観計画特別区域「信濃川本川大橋下流沿岸地区」の一部変更等について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(西村会長)

今、説明がいろいろたくさんあったので、ご質問があると思うのですがけれども、何かご質問、不明な点があれば、まず、そこから伺っておきます。何かありますか。名前をおっしゃってからお願いします。

(染谷委員)

北陸地方整備局の染谷と申します。

3ページ目のところ、高さのアのところですが、今のご説明を聞いたら、平成19年4月1日というのは新潟市景観条例の施行日だというご説明で納得したのですがけれども、ただ、この書きぶりだけを見ると、なぜこの日が基準になったのかが分からないので、その辺、書きぶりを少し変えるといいのではないかと思いますので、以上、申し上げます。

(西村会長)

4月1日のところに注をつけるということでしょうか。

(染谷委員)

注をつけるか、それとも、そのような書きぶりで、第三者が見てもなぜこの日かということがすぐ分かるような書きぶりにしたほうがよろしいのではないかと思います、意見として申し上げます。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。

注ですとか、そのような形で景観計画が施行した日、従前の景観計画という形になるのかもしれませんがけれども、そのような形で、意味合いが分かるような形で、追記できると思います。

(寺尾委員)

すみません、今さらながらというところもなくはないのですが、資料、議案の11ページです。50メートルを超える建築物の高さのオープンスペースの考え方なのですが、萬代橋や信濃川を眺めることが出来るスペースということは、ある程度高さを持ったところで、要するに、緑地化されているところにベンチとか植樹とか植栽とかということではなくて、眺めることができる高さのところに何かこういう設備を設けないといけないということが想定されているのかどうか。そうなるわけっこう厳しいのかなと見られたのですが、その辺はどういうことをイメージされていらっしゃるのか、教えていただければと思います。

(事務局)

今、寺尾委員から話がありましたように、萬代橋とか信濃川を眺められるということで、建物の階数といいますか、あくまでイメージにはなりますけれども、3階建ての部分ですとか4階建て以上くらいにならないと、なかなか、川を眺めるですとか、あるいはやすらぎ堤等もありますので、そういった形になろうかと思います。萬代橋周辺エリアから少し外れますけれども、似たような機能でいいますと、例えば、NST社屋のテラスですとかといったものは、まさに川が眺められたりですとか、萬代橋まで眺められるような機能を持っているという、そのような形になろうかと思います。

(寺尾委員)

イメージはああいうような感じかと思うのですが、高さ75メートルの、例えば、マンションが建ったとして、3階か4階のところになんか出っ張ったスペースを設けて、そこを一般市民が自由に入れるようにするような建物の形になるというイメージになるのですか。

高さが75メートルなので、面積は少し違うというか、になると思うのですけれども。

(事務局)

今、具体的に、建物用途としてマンションという言葉が出ましたけれども、どういう建物になるかは施主の計画によって変わってきますので、例えば、仮にマンションだとしましても、低層の部分をそういった機能を入れていただくという形も設計上は可能かと思います。

(事務局)

補足させていただきます。まちづくり推進課の高島です。

10ページの萬代橋周辺エリア・万代島エリア共通というところに、③、今回の注3の基になる部分があるわけですが、人々の交流を促すためのオープンスペースということですので、特に、高いところから萬代橋を臨むということでもなく、グラウンドレベルで2階、3階というところで、1階レベルでもいいと思いますけれども、オープンスペースで人々が交流するようなスペースというイメージで、今回、計画しております。

(寺尾委員)

すみません、くどくて恐縮なのですが、今のお話だと、先ほどのご説明と少し違う形になるのかなと。1階なのか3、4階なのかということでも少し変わってくるのかなと思うのです。

(事務局)

今のものは、ホテルオークラの部分で仮にお話しすると、あそこがちょうどやすらぎ堤と同じレベルが約2階というところもありますし、そういった部分では2階なり3階くらいのグラウンドレベルというところを我々は今、想定しております。先ほど、高いところという話があったかもしれませんが、そういった意味で5階、10階というところではなくて、その点は一部修正させていただきます。

(西村会長)

寺尾委員のご意見は、萬代橋とか信濃川を臨めないオープンスペースもあるのではないかなということですね。つまり、オープンスペースとしてこれが条件になっていると、オープンスペースとして成立しない可能性があるということですね。

(寺尾委員)

そうです。少しハードルが高いというか、一般市民が自由にそこに入って、ベンチとかも設けて植栽もしてというような建物になると思うので、なかなかハードルが高そうだなというイメージがあって申し上げたところです。

(西村会長)

やすらぎ堤が少し上がっていたりするようなことを考えると、信濃川を臨むというのが、

川面を臨むのか、信濃川の定義にもよるのだけれども、どこを臨むのかで少し違うかもしれないですね。事務局はどのように考えていらっしゃいますか。空間が物理的にそういうことが可能かどうかという問題も含めてでしょうか。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。

基本的には信濃川ということで、そこを視覚的に感じるために一番分かりやすいのは川面なのだろうと考えております。その辺の考え方はいろいろ事業者側にもあるかと思ひますし、11 ページの注3の最初の部分、書き出しのところもご覧いただければと思ひます。「この基準を満たすものを標準としながら、事前協議で市と協議が調ったもの」というところもありますので、その辺りは事業者や専門家の先生方ですとか市役所も入りながら、協議の中で、川が見えるというところがどうなのかということは、多少、議論の余地はあるだろうと思ひます。それが協議という部分で大事になってくる部分なのだろうと認識しています。

(西村会長)

寺尾委員、いかがですか。

(寺尾委員)

そこで協議されるということであれば、結構です。

(西村会長)

少し余裕があるというか。

(寺尾委員)

はい。柔軟にということだと思います。

(小川委員)

日本建築家協会の小川です。

10 ページの⑥に緑化率の規定が書いてあります。それから、⑦に植栽の説明がありまして、⑥の規定でいくと、これは平面的な比率ということですよ。芝生であろうが高木であろうが関係ないと。とにかく緑化の平面的な面積ということですよ。それで、⑦に、植栽は、屋上や壁面の緑化、高木の植栽等と、少し植栽の質についてうたわれているのですが、もちろん、ただの芝生のところと高木があるところでは、ドローンから見れば似たようなものかもしれないのですが、人間の目線で見ると全くボリュームが違うのです。そうすると、高木を評価するようなことで高木を植えるようなほうに誘導していくとか、今回はここまでだとしても、今後、植栽の質に関する提案とか基準というようなものを考えていかれるご予定があるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

(事務局)

高島です。

緑地につきましては、基本的には上空から下を見た水平投影面積という形で計算するわけですが、高木1本であれば、当然、高木の枝張りという形になりますが、基本的には、花壇等であればそのブロック全体が緑地と換算したいと考えております。なので、芝生ですべて覆われていなくとも、花壇の中であれば緑地と算定したいと思っています。

そういった中で総合的に判断していく際には、緑地だけではなくて、今度は横から見た緑視という観点も上乘せした形で評価していきたいと考えております。

(小川委員)

ぜひ、高木の評価を適正にできるような何か仕組みをお考えいただいて、このまちが目線からでも緑豊かなまちになっていくように期待したいと思います。

(桜井委員)

公募の桜井です。

11 ページ注3の(4)についてです。催し等の実施や人の滞留のためのスペース及び設備を設けることとありますが、この催し物の内容、あと、人の滞留といったときの人数、例えば、人数が何人いなければいけないとか、その人数は着席の数なのか実際に人が入ったときの人数を言っているのか、また、催し物の内容プラスの、それは、例えば、1年間に何度しなればいけないというような規定もあるのでしょうか。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。

現時点では、人数ですとか何回やらなければいけないですとか、そういった規定は特に設けておりません。そこの活用については整備された後というところになってくる部分は大きいと思っております。

(桜井委員)

分かりました。この時点では自由ということですね。

それに関しての意見なのですが、私は、特に萬代橋周辺エリアに住んでいる一市民としましては、実際に、今、かなりクラシックの、アコースティックの音楽ではなくて、ものすごい低音、ベースが響く、ものすごい音響のロック系のもので、ダンスの音楽を割と頻繁に、あの場所は何というのでしょうか、結婚式場の前のステージ。

(事務局)

万代テラスです。

(桜井委員)

万代テラスですね。あそこでよく行われています。もちろん、市の活性化のためのイベン

トだと思って、そのときは戸を閉め、バルコニーにも出ずにいるのですけれども、閉めたとしても、ものすごく音が響いてきます。万代エリアのほうではものすごい音のステージをやっていたとしてもほとんど聞こえてこないのですけれども、萬代橋エリアの川岸に立っているマンションでは、やすらぎ堤と万代テラスでやった音はものすごい反響、エコーでかなりの騒音、倍になって家の中まで響いてきます。振動も響いてくるのです。実際にイベントとしてどのくらい成功しているのかなと思って眺めてみても、どちらかというと出演者というか市民参加、カラオケ大会みたいなものがこの前あったのですが、聞いて、やはり、心地よいというよりは、約1名が心地よく歌っている、お客様もいないという状況のものもちらほら見受けられます。その辺を少し、例えば、内容、この催しをすることによって、逆に何か、建物をするときそういうものができるような方向に行かないように規制をかけていただければと思っています。

(西村会長)

いかがでしょうか。オープンスペースのあり方です。

(事務局)

高島です。

オープンスペースにつきましては、今言われたところは萬代橋下流側のハジマリヒロバといわれているところだと思うのですけれども、あそこまで開放的というところでもない、一定の敷地の中でのオープンスペースですので、基本的にはそういう音響施設というようなものではないと思うのですが、ただ、そういうイベント行う際には十分、周辺には配慮するようにといったところについては、条件はつけていきたいと思っております。

(桜井委員)

恐らく、本当に反響して、ものすごくあそこは、それこそ今、新潟市のほうでも今後進めようとしている、川の流れを見て安らいでという方向とは逆の、あそこでエレクトリックなものをすると、本当にエネルギーが余っている方々は楽しんでいるのですけれども、リタイアしてゆっくり休みたいという方、具合の悪い方は家の中にいてもつらいというものがあるので、その辺、オープンスペースのほう、建物の中だけではなく、現在のテラスの使い方も考えていただければと思います。そういう大きいもので外で楽しくやるというのは、万代シティのあそこでやると、本当に音は出てこない、実際に住んでみて、あそこの中はあそこの中だけで響いているので住宅街のほうには来ないですから、そこをはっきりと、にいがた2kmの中でも万代シティはどんどん熱量を上げて楽しめる場所、そして川のほうは静かに安らげるというカラーをもっときちんと出していただくと、住民、喜ばれる方も多いのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。今回の基準の中にはというところはありませんけれども、実施主体は我々も把握しておりますので、実際、新潟県がしているのですけれども、実施主体にも、我々はまた今日、このお話があったこともお伝えして、できることは配慮していただきたいとお伝えしてまいります。

(久保委員)

久保です。

2点ありまして、一つは、基準案の中の文言的な話ではあるのですけれども、(3) 萬代橋周辺エリア・万代島エリア共通の④です。信濃川に建築物の表側を見せることとあります。表側というのは少し抽象的な表現なのではないかと思ひまして、もう少し意図が分かるように、例えば、玄関面であるのかとか、もう少しそういった具体的な表現にできるのであれば、したほうがよろしいのではないかと思います。こちらについて、何か表側とする表現の意図があれば教えてもらえればと思います。

もう1点は、参考資料3の新潟市景観条例の一部改正案及び今後の流れについてに関することでもあるのですが、先ほどから非常にさまざまな意見が出ているオープンスペースに関するところで、少し思ったところがありまして、一つは、オープンスペース、特に(5)などのかかなり細かい、ベンチなどのそういった附属設備関係のデザインであったり、(4)の設備、空調なども含むのでしょうか、そういったもののチェックが、事前協議の構想段階、設計段階、どの辺りからしっかりと協議するような想定でいるのか。また、協議するうえでかなりオープンスペースまで入ってしまうと、非常に、専門家というのも、何といたしましうか、多彩なといいますか、複数のそれぞれの専門家、必要な意見を求める専門家が増えるような気もしまして、その辺り、どの程度の想定をしているのか、現段階でのご意見をいただければと思います。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。

まず、1点目、議案書の10ページ目の(3)の④信濃川に建築物の表側を見せることということですが、意図としては、逆説的な説明になりますけれども、裏側というものを川側に見せないということになるかもしれませんが、裏側といっても、逆にこれもまた抽象的で、他都市の基準の表現も確認させていただきまして、表側という表現が妥当なのだろうと。これも協議の中でそのデザイン等を見て、このデザインであれば表側と言えるのではないかと、というような判断も協議の中でできるのではないかと、ということかと思っております。細かく決めてしまうと協議の余地がなくなるという、逆に協議するメリットがだんだんなく

なっていく部分もありますので、やや抽象的な形、ほかの基準もそういう部分もあろうかと思うのですけれども、そこは協議でチェックしていくところと考えております。

それから、2点目、11ページ目の注3の(5)の部分です。優れたデザインとすることのチェックの段階というところでしょうか。参考資料3の1の(1)の図とも比べた中でのお話かと思えます。具体的には、舗装ですとかベンチの仕様というのは設計が進んできてからの段階になってこようかと思えますので、現段階としましては、参考資料3の1の(1)の図で言いますと、設計段階の協議でそういったデザインのチェックをしていくということで、現在、想定して考えております。

それから、協議の専門家というところですが、基本的には、過去の景観審議会でも説明させていただいていますが、景観アドバイザーの先生方に加えまして、例えば、こちらの景観審議会から加わっていただくですとか、あるいは、今、久保委員がおっしゃった、どうしてもこういった専門家が必要なのではないかということであれば、そういった専門家の方を含めて入れていくということも可能ではないかと考えております。

(久保委員)

ありがとうございます。

ちなみに、こういった専門家に意見を伺うのかといったことについては、そこについて不信があるわけでは全くないのですけれども、その辺り、こういう内容についてはこういう人がいいのではないかみたいな、専門家、どなたに聞けばいいかの判断についてはどのようなプロセスを考えているのか、教えていただければと思います。

(事務局)

まちづくり推進課の加藤です。

景観アドバイザー等での協議につきましては、母体としては新潟市景観アドバイザー会議としております。その中で、アドバイザーの先生方からこういった専門家も必要なのではないかというようなご意見があれば、そういった方を入れるという、フローとしてはそのような形の流れになるかと思えます。

(西村会長)

久保委員、よろしいですか。

(久保委員)

はい、大丈夫です。

(西村会長)

橋本委員、景観アドバイザーとして、参考資料3のフローについて、何かご意見があればお願いします。

(橋本委員)

今、景観アドバイザーとして、建築、色彩、デザイン、あと、緑化、そういうメンバーで意見が出てきたときに審議を行っています。当然、この50メートルを超えて何か高さを緩和してもらいたいという特別な構想が出てきたときには、その内容を見せてもらいながら、構想段階、また、設計段階と移っていきます。それで、私も、イメージとしては、景観アドバイザー、建築、色彩、デザイン、緑化といえるのですが、内容によってはもう少し専門的な委員を増やしたいところも出てくると思います。審議会からも、このメンバーの方で専門性を持った方であれば、オープンにして協議会が進められればと思っています。

それで、ここに出てきたものは、また景観審議会のこの場所で精査されます。その後でまたチェック機構が入ってくるという形で、アドバイザー会議の中では複数名の専門家と一緒に協議できればと思っています。私自身の考えですが、よろしいでしょうか。

(西村会長)

ありがとうございました。

(小川委員)

もう一つよろしいですか。

10ページの2番に壁面の面積の式があるのですが、 $W=L \times 50$ のLの説明とありますが、これを簡単に言うと、模式的に言うとうどういうことなのか、何かありますか。非常に苦勞されて表現されているというのは分かっているのですけれども。

(事務局)

言葉で説明するのはなかなか難しい部分があるところではあるのですけれども、平たく言いますと、川に対して、長方形ですとか正方形になっている敷地の場合は、その端部から川に直線を伸ばして、そこに投影スクリーンが立っているようなイメージです。

(西村会長)

川に平行ですね。

(事務局)

川に平行にしてです。それに計画建物を投影したときにどうか。あるいは、高さ50メートルの場合はどうか。それを比較して、50メートルで建てたときよりも影を大きくしないでくださいという形です。

(小川委員)

分かりました。

(寺尾委員)

内容ではなくて、言葉の問題なのですけれども、9ページの(1)の④の直行する道路と

いう、直行はこれでいいのですか。交わるではなくて、これでいいのですか。

(事務局)

修正させていただきます。

(西村会長)

「行」を「交」に変えるのですね。

(事務局)

はい。

(西村会長)

ほかにありますか。

よろしいですか。それでは、この議案に対する意見としては、いろいろなご意見が出ましたけれども、変更のご意見は二つあったと思います。3ページの高さのところ、平成19年4月1日の説明を加えるというご意見、これは変更しますということでした。それと、今出てきた9ページの(1)④の信濃川と直行するの「行」という漢字を訂正するという事です。その訂正を含めて、原案をお認めいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。これで1番目が終わりました。

議案第2号です。新潟市屋外広告物条例第7条の規定による禁止地域の変更についてです。これも説明いただいてから議論したいと思います。お願いします。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。議案第2号、新潟市屋外広告物条例第7条の規定による禁止地域(新潟駅前広場及びその周囲)の変更について、ご説明いたします。

はじめに、議案書の12ページをご覧ください。議案第2号は、屋外広告物条例第7条の規定により禁止地域に指定しております新潟駅前広場及びその周囲について、万代広場の整備に伴いまして、新たに拡張される広場の範囲を禁止地域に追加変更するものです。図に黒枠で示された範囲が現行の禁止地域になっておりますが、改正後は赤枠の範囲が禁止地域となります。

詳細について、別添のスライド資料にてご説明いたしますので、参考資料4補足説明資料をご覧ください。スクリーンにも同じものを映しておりますので、そちらでご確認いただければと思います。

まず、議案第2号と第3号の両方に関連することとして、前回、5月の景観審議会の後にパブリックコメントを実施いたしましたので、その結果をご報告いたします。新潟駅前広場及びその周囲の禁止地域の変更案及び屋外広告物条例の適用除外の変更案について、令和5

年6月28日から7月27日まで意見を募集したところ、ご意見の提出はありませんでした。

続いて、議案第2号の内容についてご説明いたします。前回の審議会からおさらいの部分もありますが、前回ご欠席の方もいらっしゃいますので、改めてご説明いたします。

4ページです。新潟駅前広場及びその周囲は、現状、市の玄関口として良好な景観の形成を図るため、図のグレーの色塗りの範囲を禁止地域に指定しております。この内、旧万代口駅舎の跡地を含めた新たな広場の整備が進んでいる万代広場について、整備に伴いまして広場の範囲が変更になりますので、禁止地域の範囲を変更いたします。

5ページです。赤色の範囲が新たに広場として拡張される範囲であり、禁止地域に追加指定する範囲となります。なお、高架下交通広場、バスターミナルにつきましては、駅舎のピロティ空間で、駅舎の外壁面が許可地域内ということで、商業施設などの広告物も掲出されることになりまして、賑わいのためにも広告物が必要な空間になりますので、こちらについては禁止地域には含めないこととしております。

こちらで解説した改正の内容については、前回の審議会から特に修正しているところはありません。

次に、6ページ、今後の流れをご説明いたします。議案第2号の禁止地域の変更については、告示の改正ということになりまして、一部の広場が令和6年3月に供用される見込みとなっておりますので、供用される範囲について、段階的にこちらの禁止地域を改正施行する予定となっております。残りの広場については、今後の工事の進捗に合わせまして、供用開始と同時に改正施行したいと考えております。

以上で、議案第2号のご説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(西村会長)

何かご意見、ご質問があればお受けします。いかがでしょうか。

(増子委員)

ユニバーサルカラープランナーの増子です。

前回の審議会でも、民地の屋外広告は、そのあり方を今後検討していくということでお話をいただいているのですが、けっこう、駅前工事が進むと同時に屋外広告のほうも大型のものが設置されるようになってきたなと感じております。これからも工事が進むと同時に加速していくと思われますので、早めの、駅周辺の民地を含めたエリア設定と広告物のあり方の検討を進めていただければと思っています。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

前回の審議会では、新潟駅及び万代地区周辺の良い景観の形成について、これから景観の施策を策定していきますというご説明をさせていただきました。そちらの内容と今回の内容は少し関連する部分もありましたので、前回、ご説明させていただいたのですが、今回の万代広場の禁止地域については、純粋に広場が拡張される範囲のみを、今回、追加指定するという形の改訂になっておりますが、一方で、民地を含めた駅、万代エリアについては、その良い景観の観点で、屋外広告物の規制ということも、これから地権者の皆様のご意見を伺いながら、その施策の策定に向けて進めていきたいと考えております。今、すでにその辺りの準備を進めている段階ですので、できるだけ早めに取り組を進めてまいりたいと考えております。

(増子委員)

ありがとうございます。

それに含めて、駅周辺のそういった賑やかな広場というところで、最近、ちまたでも多くなってきた電光掲示板を含む映像装置付きの屋外看板などもよく見られるようになってきているので、その辺も含めて、この周辺のあり方というものは考えていただければと思っています。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

今、ご指摘ありました電光掲示板ですとか、あと、デジタルサイネージ、映像が流れるビジョンのようなサイネージになりますけれども、非常に今現在、増えてきておまして、このエリアだけではなく、ほかのエリア、例えば、田園地域のデジタルサイネージの規制なども、全域として考えられる課題としてはありますので、その辺りについては、こちらの駅周辺についても、当然、考えていきますし、その他のエリアについてもデジタルサイネージの規制の考え方については、今後、引き続き検討していきたいと考えております。

(西村会長)

よろしいですか。

(増子委員)

はい。

(西村会長)

ほかにご意見はありませんか。

それでは、議案第2号に関する意見として、議案のまま承認するというのを答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、議案第3号、新潟市屋外広告物条例第10条の規定による適用除外の変更についてです。これも説明をお願いします。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。続いて、議案第3号、新潟市屋外広告物条例第10条の規定による適用除外の変更について、ご説明いたします。

はじめに、議案書の13ページ、14ページをご覧ください。議案第3号は、景観重要建造物等や公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告、特に良好な景観の形成に寄与する広告物に関する適用除外の規定を追加変更するものです。記載の赤字部分が議案として諮問させていただき改正事項となっております。条例第10条の規定の変更、第10条の2の新設、施行規則別表第2の基準の追加などとなります。少し字面では分かりにくい部分がありますので、詳細については別添のスライド資料にてご説明いたします。また、参考資料5として、屋外広告物条例の新旧対照表も併せて添付しております。新旧対照表には、議案として諮問させていただき改訂事項以外の関連する改訂事項も併せて新旧対照として記載しておりますので、以後のご説明と併せてご確認いただければと思います。

それでは、参考資料4の7ページをご覧ください。スクリーンにも同じものを映しておりますので、そちらもご確認いただければと思います。

8ページです。まず、今回の改訂で追加する適用除外の規定を一覧としてまとめております。赤字で記載した範囲が、前回の審議会から修正、追加した要素となります。(1)から(3)まで、大きく三つの要素で規定を追加する予定です。この内、(3)の禁止地域・禁止物件・規格基準に適合しないが、特に良好な景観の形成に寄与する広告物の規定については、前回の審議会のご意見を反映し、新たに追加した規定となっております。

(1)から(3)まで順にご説明していきます。9ページです。(1)の公益上必要な案内板等についてです。公益上必要な案内板等とは、不特定多数の方が利用する公共性の高い案内誘導板のことを言います。現状、禁止地域・禁止物件では、これらの案内板に広告物を掲出することはできませんが、観光庁のビジョンにて、多言語対応による情報発信の推進が示されておりまして、デジタルサイネージ型を主とした公益上必要な案内板等の設置を促進することが求められています。

10ページです。続いて、エリアマネジメント広告についてです。エリアマネジメント広告とは、公共空間等を利用して広告物を表示し、得られた広告料収入をエリアマネジメント活動財源に充てるものを言います。現状、禁止地域・禁止物件では、エリアマネジメント広告を掲出することはできませんが、内閣府の基本方針にて、エリアマネジメント団体の持続的

活動が求められておまして、公共空間等に掲出した広告料収入の一部を団体の財源に充てることで、持続的なエリアマネジメント活動を推進することが求められております。

11 ページです。こちらの公益上必要な案内板、エリアマネジメント広告の適用除外の規定として、市長は、景観審議会に意見を聴いて、公共案内板の設置・管理費用や、地域の公共的な取組等の費用に広告料収入の全部または一部を充てるものとして認めるときは、許可することができるという規定を新たに設けます。適用除外の範囲につきましては、下の表にお示ししている国のガイドラインと同様の範囲ということで、検討しております。

12 ページです。次に、(2) 景観重要建造物等についてです。景観重要建造物等とは、地域の景観形成上重要な建造物ですとか樹木を、地域の個性ある景観づくりの核として保全を図る制度となっております。現状、景観重要建造物等は禁止物件となりますので、原則として広告物を掲出することができませんが、一方で、建造物等を活用して店舗を営業する方にとっては広告物というものは必要なものなので、国のガイドラインにおいても、小規模な自家用広告物で景観と調和したものは認められることになっております。

13 ページです。そこで、この景観重要建造物等の適用除外の基準として、自家用広告物で1物件につき5平方メートル以内で、当該建造物等と調和したものであれば、禁止物件の適用を除外する規定を設けます。(3)の建造物との調和という要件については、前回の審議会でのご意見を受けまして、今回、追加したものとなっております。

14 ページです。次に、(3) 特に良好な景観の形成に寄与する広告物についてです。この規定は、前回の審議会でのご意見を受けまして、新たに追加した規定となっております。前回の審議会で、景観重要建造物の適用除外の基準案に対するご意見としてありました、特に良好な景観に寄与する広告物であれば、5平方メートルを超えても認められてもいいというご意見をいただきました。現状、禁止地域・禁止物件・規格基準の規定は、デザイン的な観点などで特例的に認める緩和措置はありません。一方で、特に良好な景観に寄与する広告物や、特にやむをえない広告物であれば認められるべきということで、これは景観重要建造物等のみならず、市内のあらゆる広告物について言えるかと思えます。国のガイドラインにおいても、広告物が許可の基準に適用しない場合においても、特にやむをえないと認める場合は、審議会の議を経て許可することができるということで、規定がされております。

15 ページです。そこで、市内に掲出する広告物であって、禁止地域・禁止物件・規格基準に適合していなくとも、特に良好な景観の形成に寄与するまたは公益上その他の理由によりやむをえない広告物で、景観上支障がないと認められたものについて、市長は、景観審議会に意見を聴いて、認めたときは許可することができるという規定を設けたいと思えます。

16 ページです。ここからは、諮問事項に関連する改正事項として、参考にご説明いたしま

す。今回の改正で、屋外広告物条例の個別申請案件について、景観審議会で意見を聴く規定を新たに設けることとなりますので、公益上必要な案内板、エリアマネジメント広告、特に良好な景観に寄与する広告物について、景観審議会で意見を聴く場合の手続きのフローを新たに定めたいと思います。審議会に意見を聴く手続きを特例許可申請ということで位置づけて、申請があった後、市役所内部の審査の手続きとして、計画全体について、まず、景観アドバイザーに意見聴取をした後、それらの意見を踏まえて特例許可をして、適切かどうか、景観審議会に意見聴取を行いたいと思います。意見聴取の結果を踏まえ、適切であると認められた場合は、基準の一部が適用除外となり、特例許可が下り、掲出が可能となります。なお、特例許可申請をする場合については、通常の表示のための許可申請については不要とすることで、一つの申請に集約することとしております。

17 ページです。景観審議会に意見を聴く場合、皆様にご審議いただく視点として、設置される地域や物件によって確認する観点が異なってまいりますので、基本的には、定性的な項目を確認するという考えで考えております。表に記載の、公益性・社会貢献への配慮事項、広告物の意匠上の配慮事項、周囲の景観への配慮事項、公衆への危害防止の配慮事項。あとは、案内板の設置・維持管理費用ですとか、地域における公共的な取組に要する費用に広告収入料が充てられているかどうかといった観点で、総合的にご審議いただく形を想定しております。

18 ページです。最後に、今後の流れについてご説明いたします。議案第3号につきましては、条例の改正ということになりますので、今年の12月の市議会で審査をいただいて、その後、改正施行させていただく見込みです。

以上で、議案第3号のご説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(西村会長)

何かご意見はありますか。ご質問でもけっこうです。

(橋本委員)

資料の16ページでしょうか、禁止地域・禁止物件とありますが、全体的に緩和処置のときに高さ10メートルを超える広告も禁止エリアになると思うのですが、例えば、高さ15メートルの広告をつけたいという場合も、このフローを使えば可能になる可能性も出てくるということですか。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

10メートルという規定は、恐らく、信濃川、今回改正する特別区域の広告物の基準という

ことになりまして、10メートルを超える広告物については原則設置できないという基準を新たに設けることになりませんが、それらの基準、10メートルですとか高さの基準ですとか面積の基準について、客観的にこの審議会を経て、デザインのいいものということで認められれば、その規格をオーバーしても設置できるという規定になります。

(橋本委員)

分かりました。

(小川委員)

14ページの、特に良好な景観の形成に寄与する広告物のところで、前回、私は欠席させていただいたのであれなのですが、第34回審議会でも、特に良好な景観に寄与する広告物であれば、5平方メートル超でも認めるべきではということで、この5平方メートル超なのですが、これは6平方メートル、7平方メートルなのか、例えば、倍の10平方メートルでも認めるのか、何かどこかに歯止めをかけるということはないで、こういう表現でいくということでしょうか。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

こちらの5平方メートルというのが、13ページの、今回、新たに設けます5平方メートルという規定のことを指しておりますが、この5平方メートルという基準を超えても例えば、重要建造物に少し大きなれん型の広告を出したといったご意見があったときに、それが6平方メートルだろうが10平方メートルだろうが、景観としてよければ、客観的に認められれば、いいということが判断されれば、基本的には、この数字を超えて掲出できるということになりますので、その程度についてを今回、規定しているわけではありません。

(小川委員)

分かりました。アドバイザーの話がその前にあるので、そこで議論はされるということですよ。

(事務局)

そうなります。

(小川委員)

分かりました。ありがとうございます。

(寺尾委員)

参考資料5の2ページ、ほかのところでもいいのですけれども、新たに作った第10条の2の第1項なのですけれども、第5号の街灯柱に係る部分に限るというものは限られているのですけれども、このパワーポイントだと、路上変圧器も上げられているのです。これを敢え

て抜かされたのは、何か理由があるのか、どうでしょうか。

(事務局)

少し確認しますので、お待ちいただけますか。

まちづくり推進課の塩谷です。

路上変圧器につきましては、第5号ではなく第7号に記載がありまして、記載漏れです、大変申し訳ありません。参考資料のパワーポイントを正の表現と考えていただければと思いますので、申し訳ありません、表記のミスです。

(寺尾委員)

あと、今回の議案の対象ではないかもしれませんが、参考資料5の4ページの規則の第12条の2で、第10条第6項、ここはいいとしまして、規則で定める公益上必要な施設又は物件は、次に掲げるものとするということで、案内板と公共掲示板と上げられているのですが、この記載ですと、案内板がすでに公益上必要な施設であるという書きぶりになると思うのです。パワーポイントの9ページだと、公益上必要な案内板というのは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識、地図、案内誘導板等となっているかと思うのですけれども、そのような記載ぶりでもいいのではないかと思うのです。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

ご指摘のとおりの部分があるかと思しますので、こちらの表現については検討させていただきたいと思えます。

(西村会長)

よろしいですか。

(寺尾委員)

はい。

(西村会長)

検討するというのは、どうしますか。変更しますか。それとも。

(事務局)

今回の直接の諮問事項ではない部分になりますが、今後、条例の議案の審査の中で修正したもので検討してまいりたいと思えます。

(西村会長)

今回の諮問内容の説明のほうが正だと考えていいのですか。

(事務局)

参考資料のスライドに示すような表現に寄せる形で、少し修正をかける方向で検討したい

と思います。

(西村会長)

路上変圧器はどうするのですか。

(事務局)

まちづくり推進課の塩谷です。

路上変圧器については、第10条の2の第1項についても含める方向で、最後、確認させていただきたいと思いますが、国のガイドラインの範囲と同様という形で改正を考えておりますので、こちらについては参考資料のスライドの資料を正として考えていただければと思います。

(西村会長)

今出ている11ページの表が正だと考えてよろしいですか。

(事務局)

そうです。

(西村会長)

ご提案の正だと考えていいのですね。

寺尾委員、それでいいですか。

(寺尾委員)

はい。

(西村会長)

チェックありがとうございます。私たちだと分からない見落としのチェックでした。

(事務局)

直接的に議案書の内容にも修正が必要な部分がありますので、そちらについては、今回、ご意見を賜ったもので修正させていただきたいと思います。

(西村会長)

ほかにありませんか。

よろしいですか。それでは、議案第3号については、先ほどの寺尾委員のご意見を含めて、少し変更するというを前提に原案をお認めいただく、そして、答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

今日はなかなか説明が難しく、一つ一つの内容が十分、うまく皆さんにお伝えできたかどうか心配ではありますが、ご議論、ありがとうございます。いろいろな問題のあ

る箇所もこの議論の中で見つかって、本当によかったと思います。ありがとうございます。

それでは、今日の予定されている議事はこれで終了しますが、何か皆様から、特に今後話し合っておきたいことはありますか。

よろしいですか。それでは、事務局にお返しします。

(司 会)

西村会長、ありがとうございました。

本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、第35回新潟市景観審議会を閉会といたします。

なお、駐車券等をお預かりした委員の皆様には、駐車料金を減免処理した駐車券を受付でお返しいたしますので、忘れずにお持ちください。

本日は、ありがとうございました。